

委 託 契 約 書 （案）

委託者 群馬県知事 山本 一太（以下「甲」という。）と受託者 _____ 代表取締役 _____（以下「乙」という。）とは、令和8年度県民幸福度アンケート調査に係る業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、令和8年度県民幸福度アンケート調査に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受諾するものとする。

（委託業務内容及び処理方法）

第2条 乙は、別添「令和8年度県民幸福度アンケート調査業務仕様書」により、次条に定める履行期限までに委託業務を完了しなければならない。

（履行期限）

第3条 この契約における履行期限は、令和8年12月25日とする。

（委託料）

第4条 委託業務の契約金額は、金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税の額金 _____ 円）とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（成果品の提出及び検査）

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに成果品を甲へ提出し、その検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による検査の結果、不都合があると認めたときは、乙に対し補正を命ずることができる。

3 乙は、前項の補正を命ぜられたときは、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格し、成果品を甲に引き渡したときは、甲に対して委託料の支払を請求する。

2 甲は、前項の請求が正当であると認めたときは、当該請求を受理した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

(成果品の著作権及び取扱い)

第 8 条 本契約に基づき、乙が甲のために作成し、提供するすべての成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む。）は、甲に帰属する。
ただし、成果品の中に乙が既に著作権を保有しているもの（以下「乙著作物」という。）が含まれる場合、乙著作物の著作権は、なお乙に帰属する。

2 乙は甲の承認を得ないで、この業務の成果その他関係書類を使用、貸与又は公表してはならない。

(臨機の措置)

第 9 条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第 10 条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(一括再委託の禁止)

第 11 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾)

第 12 条 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）及び再委託の内容を変更しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

2 乙は、再委託を実施する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結しなければならない。

(契約内容の追加・変更)

第 13 条 甲が必要があると認めたときは、甲乙協議の上、契約内容を追加又は変更することができる。

(契約の改定)

第 14 条 契約期間中著しい物価の変動等により契約改定の必要があるときは、甲乙協議の上、改定を行うものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙の委託業務の実施が不適当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (5) 乙は甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。
- 2 前項各号の規定によりこの契約が解除されたとき（前項第1号から第3号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙は甲に契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（危険負担等）

第17条 前2条規定により、この契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができない場合は、甲は当該部分についての委託料の支払い義務を

免れるものとする。

(履行遅滞の場合における利息)

第 18 条 乙の責めに帰する理由により、第 3 条に規定する委託期間内に委託業務を完了しなかった場合は、乙は甲に対し遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は履行期限の到来の日の翌日から委託業務完了の日までの日数に応じ、甲の負担する委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(違約金等の遅延利息)

第 19 条 乙が、第 15 条第 2 項並びに第 16 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第 20 条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団又は暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 乙が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 23 条 乙は、委託業務の履行に当たり、直接又は間接に知り得た甲の業務の内容を一切他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務の履行のため甲が提供し、又は貸与した資料を第三者のため転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

3 前 2 項の規定は、契約期間が満了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(個人情報等の保護)

第 24 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、委託業務等の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(信義則)

第 25 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

氏名 群馬県知事 山 本 一 太

乙 住所

氏名